

第 1 号議案

# 奈良県決定

大和都市計画道路の変更について  
【天理橋線の変更】

次の付議案を提出する。

平成28年11月14日

奈良県都市計画審議会会长

都計第105号  
平成28年11月7日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について  
【天理橋線の変更】  
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する  
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・3・401号天理橋線を次のように変更する。

| 種別       | 番号      | 路線名             | 位置      |        | 区域      | 構造形式 | 車線の数 | 幅員  | 構造           | 備考 |
|----------|---------|-----------------|---------|--------|---------|------|------|-----|--------------|----|
|          |         |                 | 起点      | 終点     |         |      |      |     |              |    |
| 幹線<br>街路 | 3・3・401 | 天理橋線<br>天理市西長柄町 | 天理市西長柄町 | 天理市海知町 | 約2,480m | 地表式  | 4車線  | 24m | 幹線街路と平面交差2箇所 |    |

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：別紙、理由書のとおり

## 都市計画道路 天理橋線の変更理由書

### 1. 路線の概要

都市計画道路 天理橋線は、起点を天理市櫟本町、終点を天理市遠田町とする、標準幅員 24m、4車線、延長約 6,960m（天理市内 6,740m）の幹線街路である。

当初、昭和 36 年に 1・小・3 天理橋線として都市計画決定された後、昭和 40 年に番号、幅員の変更、昭和 46 年には番号、幅員、法線の変更の他、終点が延伸された。

その後、昭和 47 年に番号、法線の変更と、終点が延伸され、現在の線形となっている。

### 2. 都市計画道路変更の内容

#### (1) 変更の理由

(都) 天理橋線（(都) は都市計画道路の略）は、昭和 36 年の天理市の全面的な街路網の見直しに伴い、市の健全なる発展に資するために都市計画決定され、天理市と他都市を結ぶ広域幹線道路として位置付けられる都市計画道路である。

このうち、長柄地区は土地区画整理事業により約 990m が改良済みとなっているが、それ以外は現道がなく未着手となっている。

本路線の他に、天理市を縦断する広域幹線道路としては、本路線を挟んで西側に京奈和自動車道、東側に国道 169 号がある。

また、終点は行政界であり、隣接する田原本町には、広域幹線道路の計画はない。

こうしたことから、県全体としての広域的な自動車の交通機能については、既存道路のネットワークを有効に活用することで代替可能であるため、本路線の必要性はなくなっている。

本路線のうち未着手区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 2 年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

なお、4 車線の広域幹線道路の廃止に伴い、天理市内における南北方向の円滑な移動やまちづくりの実現のために、2 車線の生活道路が必要と判断し、新たに都市計画決定する方針である。

#### (2) 変更の内容

(都) 天理橋線について以下の変更を行う。

- ・起点～天理市西長柄町間（L=約 4,480m）を廃止する。